

地域主権一括法の施行に伴う公園の技術的基準に関する条例改正等について

1 条例委任の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）」に基づき、平成 23 年 8 月 30 日に第 2 次一括法が公布された。これに伴い、都市公園法、同法施行令、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、都市公園の設置や整備に関する技術的基準が条例委任されることとなった。（裏面参照）

これまで法令で定められていた基準は、地方公共団体が条例で定めることとなったため、以下の内容で条例改正等を行なうこととする。

2 改正された法令及び内容

	法令名	内容
(1)	都市公園法 都市公園法施行令	都市公園の敷地に対する公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合は、百分の二を参酌して条例に基準を定める。また、特例としてこれを超えて設けられる公園施設の種類及び建築面積の割合を、政令を参酌して条例に基準を定める。
		区内の 1 人当たりの都市公園の標準面積を、政令で定める基準を参酌して条例に定める。
		都市公園の配置及び規模の基準を、政令で定める基準を参酌して条例に基準を定める。
(2)	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令	特定公園施設(※)の新設・増設・改築を行なうときの構造的基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して条例に基準を定める。

※特定公園施設：園路及び広場、屋根付き広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、手洗場、管理事務所、掲示板、標識

3 中野区の条例案作成の考え方

区立公園の現状等を踏まえつつ、法令基準を参酌して技術的基準等を検討する。

4 今後の予定

平成 25 年中野区議会第 1 回定例会に条例案を提案

一括法関連の経緯

- 平成 18 年 12 月 地方分権改革推進法成立
- 平成 23 年 8 月 30 日 「地域の主体性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 2 次一括法) 公布

- 都市公園法の改正

都市公園の技術的基準を法令の技術的基準を参酌して条例で定める。法令の技術的基準は旧法令の基準と同じ。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

特定公園施設の構造的基準を省令を参酌して条例で定める。法令の技術的基準は旧省令の基準と同じ。

- 平成 23 年 11 月 28 日 「地域の主体性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令」 公布

- 都市公園法施行令の改正

- 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令の改正

- 平成 24 年 4 月 1 日 一括法及び施行令の施行

但し、経過措置として 1 年間を過渡期間とし、平成 25 年 4 月 1 日までに条例を施行させる。